厚生労働省 第2次回答

管理番号 47 提案区分 B 地方に対する規制緩和 提案分野 医療・福祉

## 提案事項(事項名)

医療的ケア児に対する保育士の対応可能範囲拡大

## 提案団体

福井市

# 制度の所管・関係府省

厚生労働省

# 求める措置の具体的内容

保育士の対応が可能な医療的ケアに酸素療法の管理を加えること

#### 具体的な支障事例

都道府県知事が行う研修を修了し、認定証の交付を受けることにより、保育士ができる行為(特定行為)はたんの吸引と経管栄養に限定されている。

そのため、当該行為以外の行為が必要となる医療的ケア児の保育園等への受入れについて、相談の段階で断る例が生じている。

本来であれば看護師を雇用し対応するのが理想的であるが、看護師の確保が困難な中、児童の社会性の発達に資する集団保育を経験する機会を奪うことにつながる。

#### 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

特定行為に酸素療法の管理を追加し、保育士でも酸素療法の管理を可能とすることで、当該行為を必要とする 医療的ケア児を保育所等で受け入れることが可能となる。酸素療法機器の性能向上により、現在特定行為とし て認められているたんの吸引や経管栄養に比べても、酸素療法の管理は、専門的知識及び技能がそれ程要求 されておらず、適切な研修受講により保育士でも実施可能と考える。

これにより、看護師確保が困難な状況においても、医療的ケア児の受入体制を強化でき、集団保育の機会確保に資する。

#### 根拠法令等

社会福祉士及び介護福祉士法、同施行規則

# 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

須坂市、豊田市、南あわじ市、米子市、佐世保市

〇本市でも看護師が確保できず、酸素吸入が必要な医療的ケア児の保育園での受入れを断念した経過があることから、福井市同様に特定行為に酸素吸入を追加することで医療的ケア児の受入れを広げることが可能となり、児童の集団保育の機会確保に資すると考える。

〇本市では、平成30年度は在宅酸素療法の児(5歳児)が入園しており、常時保護者が酸素ボンベを背負い園生活を送っていた。酸素残量やチューブの管理は必要であるが、直接的なケアは発生せず、保育師が管理することは可能と考える。

〇県が行った重症心身障害児者及び医療的ケア児者の実態調査において、医療的ケアが必要であることを理由に保護者から「相談の段階で断られた」「付き添いが負担」などの意見が寄せられている。

# 各府省からの第1次回答

保育士は、一定の研修を受講した場合に、医師の指示のもとに特定の医行為を行うことが可能とされているが、この医行為の範囲は、喀痰吸引等制度の創設当時、従前よりやむを得ない措置として違法性を阻却されていた、喀痰吸引や経管栄養に限っているところ。

一方で、医療的ケア児に対する酸素療法の管理は、医学の専門知識と技術をもって対応しなければならない医 行為であって、医師の指示のもとに看護師等が適切に対応する必要があるもの。特定行為の範囲を拡大し、酸 素療法の管理を特定行為と位置付けることは、子どもの安全や各資格の専門性の観点からも、相当程度慎重 な検討が必要。

また、保育士の業務負担の増大が課題視されている中、医療的ケア児の酸素療法の管理まで行うことによる業務量や心理的負担の増大についても考慮する必要。

厚生労働省においては、保育所等における医療的ケア児の受入れについては、「医療的ケア児保育支援モデル事業」により、都道府県又は市町村が医療的ケア児を受け入れる保育所等に看護師を派遣するなど、支援を行っており、こうした事業を活用しつつ、医療的ケア児の保育所等における受け入れを推進してまいりたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

近年、酸素の吸入流量の調整まで自動で行う、現状を音声によって知らせる、また、うまく吸入できていないときには警告音を発するなど、機器の性能は著しく向上しており、喀痰吸引等制度の創設当時とは状況が異なっているという現状がある。

また、高度な専門的知識や技能を有しない家族等であっても一定の指導の下に在宅酸素療法を実施していることからも、集団生活が可能と判断された場合、主治医の指示を仰ぎながら、医療的ケア児の安全性を十分確保した上で、必要な研修を修了した保育士が対応することは可能であると考える。

保育士の業務量や心理的負担の増大については十分認識しており、保育士をさらに追加配置するなど、一保育士にのみ負担がかからないよう配慮しながら、可能な限り集団保育の機会を増やせるよう、受入体制を整えていきたいと考えている。

モデル事業はそれで有効であり継続していただきたいが、急遽、事情により在宅での対応が困難となり、急を要するにも関わらず、直ぐに看護師を確保できない場合も想定される。また、そもそも看護師の確保が困難な現状がある。そのため、モデル事業では対応が困難な部分を補完する位置づけとして、本提案を行ったものである。以上のことから、是非とも前向きに検討いただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

#### 【全国市長会】

提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

〇制度化を検討した際の中間まとめ(平成22年12月13日付け「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会中間まとめ」)において「将来的に特定行為の拡大の可能性も視野に入れた仕組みとする」とされていることから、本提案の趣旨を真摯に受け止め、酸素管理を特定行為に含めることについて、速やかに検討を始めていただきたい。

〇上記の点について、どのような場で、どのような手順で検討するのか2次ヒアリングまでにお示しいただきたい。

## 各府省からの第2次回答

酸素機器の性能が向上しているとはいえ、個々の患者の状態にあわせ、医学の専門知識と技術をもって適切に観察や評価を行った上で管理を行わなければ、患者の心身に危害が生じるおそれがあるものであり、患者との

関係において特別な関係にない者が酸素管理を行うことをみとめるか否かについては、安全性や必要性等の観点から、慎重な検討が必要と考えている。

また、平成 29 年度に行われた、介護老人福祉施設等における医療的ケアの実施状況に関する調査研究によれば、介護職員等による医療的ケアの提供に「不安がある」又は「やや不安がある」と回答した施設が7割程度に上り、介護職員等自身も、約半数が医療的ケアの提供に心理的負担を感じている。

保育所の保育士についても、医療的ケアの実施に関して現場の負担感が相当程度あるものと考えられ、この点を十分に考慮することが必要。

上記の理由により、保育士に酸素療法を対応させることは慎重な検討が必要である。保育所等における医療的 ケア児受入れについては、現在、「医療的ケア児保育支援モデル事業」を活用していただいているところ。今後 の受入れ方策については、実態をみながら検討していく。

厚生労働省 第2次回答

管理番号

68

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

雇用 · 労働

## 提案事項(事項名)

都道府県等が実施する委託訓練(長期高度人材育成コース)において、「委託先機関の定める卒業要件を修了要件とすることができる委託先機関」の要件緩和

#### 提案団体

徳島県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、関西広域連合

#### 制度の所管・関係府省

厚生労働省

# 求める措置の具体的内容

都道府県等が実施する委託訓練(長期高度人材育成コース)において、専門学校又は専門職大学院の課程のみに認められている「委託先機関の定める卒業要件を修了要件とすること」を、大学又は短大の課程にも認めること。

これにより、合格発表日までを含めた訓練期間が2年を超える国家資格等の取得に係る長期高度人材育成コースを、専門学校等だけでなく大学等においても受講可能とすること。

## 具体的な支障事例

#### 【制度概要】

長期高度人材育成コースは、1年以上2年以下の訓練期間であって、「資格の取得」がその修了要件とされている。

そのため、原則として、入校から国家資格等の合格発表までの期間が2年を超えざるを得ない場合(例:自動車整備士等)は、委託訓練の対象外となる。

しかしながら、委託訓練実施要領第4章第7(1)において、専門学校又は専門職大学院の課程については、「委託先機関の定める卒業要件を修了要件とすること」が例外として認められており、自動車整備士等の資格取得に係る委託訓練を実施することが可能である。

他方、大学又は短大においては、修了要件の設定に係る例外が認められておらず、専門学校等と同等のカリキュラムによる訓練を行う場合であっても、自動車整備士等の資格取得に係る委託訓練を実施することができない。

結果として、本県の一部地域のように、専門学校等がないエリアにおいては、受講者が選択可能な国家資格等が限られている。

県としては、委託訓練実施要領の目的にも掲げられている「多様な職業訓練の受講機会」を確保したいと考えているが、上記が支障となり、阻害されている状況である。

#### 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

地域の教育資源を活用することにより、より地域の特性を活かした、地域に根差した人材育成が図られる。 求職者に対してより多様な職業訓練の受講機会を確保することが可能となり、求職者の就業に対する適正や能力をより活かした職業能力開発に資する。

#### 根拠法令等

職業能力開発促進法、職業能力開発促進法施行規則、委託訓練実施要領

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

川崎市、那賀町、福岡県、宮崎県

〇受託要件の関係で一部地域で長期高度人材育成コースを開講できない状況にある。短大・大学等においても 開講要件が緩和されることは、未開校地区での開講の可能性が広がることから提案には賛成である。

〇長期高度人材育成コースは、国家資格等高い職業能力を習得し正社員就職の実現を目的とした、1年以上2年以下の訓練とされている。しかしながら、取得を目指す国家資格によっては、大学等において必要科目等の総履修時間を積み上げたときに、夏季休暇などで訓練が分断され、訓練期間が1年間に満たない(10か月程度)ため当該コースの対象外となる事例がある。県としては、地域の訓練ニーズに応じた国家資格を取得するための訓練を設定したいと考えているが、訓練期間の制限によって阻害されている状況である。長期高度人材育成コースの設定要件を緩和することで、委託先機関の対象が拡大し、求職者に対してより多様な職業訓練の受講機会を確保できる。

#### 各府省からの第1次回答

長期高度人材育成コースは、長期にわたって非正規雇用労働者等であることを余儀なくされた者の正規就労を 実現するため、こうした者に国家資格の習得等を行わせるべく特例的に長期の離職者訓練を認めているもので あり、当該期間中は、訓練実施機関に支払う訓練実施経費のみならず、受講生に対する雇用保険の延長給付 が支給されることとなる。

このため、資格取得を修了要件としているが、課程が2年を超えるものについてはコースとして設定できないこととしているほか、資格取得ができなかった場合はそれ以降の訓練経費は本人が負担することとされている。また、長期高度人材育成コースにおいて、修了要件を卒業要件として認めているのは以下の2点のみである。・学校教育法に基づく専修学校の専門課程のうち、職業実践専門課程の認定に関する規程に基づき文部科学大臣が職業実践専門課程として認定したもの

学校教育法に定める専門職大学院が実施する専門職学位課程の修了を目指すもの

これら職業実践専門課程と専門職大学院のみが例外とされているのは、専門職大学院については、「学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培う」こと(学校教育法第99条第2項)を目的として、職業実践専門課程については、「専修学校専門課程であって、職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成することを目的として専攻分野における実務に関する知識、技術及び技能について組織的な教育を行う」こと(専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程第1条)を目的として、

それぞれ、文部科学省から認定された課程であることを踏まえたものであるためであり、それ以外の専門学校等の課程については、単に卒業のみをもって修了要件とはしていないところ。

自動車整備については、課程の修了のみでは国家資格が習得できないこと、また、試験の結果、資格取得ができない事態が生じても、そのことによるサンクションが当該特例的取扱いが講じられる2年間中に生じない仕組みを認めることは、費用に見合うだけの高い訓練効果が見込まれないおそれがあり、これを認めることは困難である。

# 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

貴省においては、専門学校(職業実践専門課程)等について文部科学省から認定された課程であることのみを もって、訓練機関の定める卒業要件を修了要件とし委託先機関とし得る例外を認めている。

訓練課程の実践性・専門性の判断基準について、他省における既存の課程認定制度へ委ねるばかりでなく、委託訓練を所管する貴省や委託訓練を実施する都道府県が、例えば国家資格の取得に係る所管府省による養成施設としての指定、国家資格の合否率、関連先への就職率などを基に要件を定めるなどにより、修了要件を卒業要件として認める例外の対象とすることができないのか。(単に、学校種や特定の課程認定制度をもって委託先機関の対象性を判断するのではなく、訓練課程の内容や実績に基づいて訓練機関ごとに実践性・専門性を判断する仕組みを設けるべきではないのか。)できないのであれば、理由をお示しいただきたい。

また、「費用に見合うだけの訓練効果が見込まれないおそれ」とのことであるが、2年間の訓練期間中に国家試験の合否が分からないとしても、例えば、既に委託訓練要領において導入されている就職率に応じた委託費の支払い(就職支援経費等)と同様に、事後的に国家試験の合否率、関連先への就職率等を追跡調査し、その実績に応じて委託費の追加支給額に反映させる仕組みを設けるなどにより、委託先機関にインセンティブを付与し、御懸念は解消し得るのではないか。

地方にとって貴重な教育訓練資源である、実践的・専門的な教育を行う大学・短大の幅広い活用を図ることが、 長期高度人材育成コースの趣旨・目的に沿うものであるとともに、求職者、企業や産業界の声に応えるものと考える。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

| --

# 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

## 【全国知事会】

委託先機関に係る要件については、地方分権改革推進委員会第2次勧告及び第3次勧告の趣旨を踏まえ、都 道府県が自主的な判断により委託訓練を実施できるよう、委託訓練実施要領において訓練方法を限定しないよ う改めるべきである。

# 【全国市長会】

提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

#### 【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

# 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

〇2年間の訓練期間中に試験の合否発表がなくても、現行で実施している訓練後の調査により就業状況等の把握は可能と考えられるので、優れた訓練課程を実施している場合には、委託訓練の対象としてもよいのではないか。できない場合には、その理由をお示しいただきたい。

〇上記対応が困難であるとしても、訓練の修了要件の例外を認めるか否かを文部科学省による課程認定に委ねるのではなく、厚生労働省や都道府県が、委託訓練としての実践性・専門性について独自に適切な要件を設定することにより、優れた教育訓練機関を選定することができるのではないか。

〇なお、現行でも委託先の教育訓練機関に対して訓練成果に応じたインセンティブ(国家資格の取得及び就職後6か月間の継続雇用で委託費を追加支給)が付与される仕組みがあるので、訓練効果に関する御懸念は生じないのではないか。

〇今後の検討の方向性、スケジュールをお示しいただきたい。

#### 各府省からの第2次回答

厚労省としては、合格発表を含めて2年の訓練実施期間内に行われるよう、試験実施団体を含む関係者間で調整する必要があると考えるが、訓練期間及び試験は2年の間に修了していることにも鑑み、その調整に要する一定期間に限り、例外的に長期訓練コースの対象として認める方向で検討する。対象となるコースの要件等については、改めて整理する。

経済産業省 第2次回答

管理番号 150 提案区分 A 権限移譲 提案分野 消防·防災·安全

## 提案事項(事項名)

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律における都道府県知事の事務・権限の指定都市 の長への移譲

## 提案団体

熊本市

## 制度の所管・関係府省

経済産業省

## 求める措置の具体的内容

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の販売事業、保安機関等に係る登録、認定、許可等の都道府県知事の事務・権限を指定都市の長に移譲することを求める。

# 具体的な支障事例

#### 【支障の概要】

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律は、言わば高圧ガス保安法から「液化石油ガスの一般消費者等の保安に関する部分」を抜き出し、詳細に定めたものであり、液化石油ガスを取り扱う事業者には同法だけでなく、高圧ガス保安法が適用される部分(移動、輸入、廃棄、容器、事故等)も多い。

このように適用範囲が複雑に入り組んでいる両法のうち、平成30年度から高圧ガス保安法のみが指定都市に権限移譲されたことで、事故対応や両法の適用を受ける施設の完成検査及び保安検査等において県と指定都市の間で判断の難しい調整業務が新たに発生している。

また、事業者にとっても両法で窓口が異なることが負担となっている。

#### 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

## 【制度改正による効果】

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律は、指定都市所掌の消防行政、高圧ガス保安行政と密接な関連性を有することから、一元化することで統一的な指導と効率的な行政運営が可能となり、支障事例についても改善が図られる。

## 【懸念の解消策】

全ての都道府県知事の権限を指定都市の長に一律に移譲することは、同一県内の複数の市町村で事業を行っている事業者にとっては、複数の自治体の所管となり、行政手続等の負担が現状よりも増加する事が想定されるが、一の指定都市の区域内にのみ販売所又は事業所を有する事業者に関するものを権限移譲の対象とし、同一県内の二以上の市町村に販売所又は事業所を有する事業者に関するものについては都道府県知事に権限を残すこととすれば、行政手続等の負担は増加せず、事業者の広域的な活動を妨げるものとはならない。

## 根拠法令等

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条第1項、第3条の2第2項から3項、第4条、 第6条、第8条、第10条第3項、第13条第2項、第14条第2項、第16条第3項、第16条の2第2項、第19条 第2項、第21条第2項、第22条、第23条、第25条、第26条、第26条の2、第29条第1項、第32条第1項、 第33条第1項から第2項、第34条第3項、第35条第1項、同条第3項、第35条の2、第35条の3、第35条 の5、第35条の6第1項、第35条の7、第35条の10第各項、第36条第1項、第37条の2第1項から第2項、 第 37 条の3第1項から第2項、第 37 条の4第1項、第 37 条の5第3項、第 37 条の6第1項、同条第3項、第 37 条の7、第38条の3、第38条の10、第82条第1項から第2項、第83条第1項から第4項、第87条第1項から 第2項、第88条第2項

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令第 13 条

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第4条、第30条、第132条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

宮城県、新潟市、京都市、兵庫県、熊本県

〇以下の現状を踏まえると、指定都市が液石ガス法に係る事務を行うことで、液石ガスを含め、高圧ガス全般を 担当することとなり、事業者の利便性の向上が見込まれるほか、高圧ガスについて法令による切れ目のない指 導が可能となり高圧ガスに係る保安の向上が見込まれる。

#### 【バルクローリー】

事業者が一台のバルクローリーを民生用及び工業用の双方で運用する場合、液石ガス法の充てん設備と高圧 法の移動式製造設備に係る許可、検査を受ける必要があるが、当該バルクローリーの使用の本拠地が指定都 市「外」であれば、県が液石ガス法及び高圧法に係る許可と検査を行うが、使用の本拠地が指定都市「内」であ れば、県が液石ガス法、指定都市が高圧法に係る許可、完成検査を行うこととなる。このため、バルクローリー の使用の本拠地を指定都市とする事業者に対してのみ、申請窓口が県と指定都市に分かれることによる負担を 生じさせている。

#### 【供給設備】

液石ガスの供給設備の区分は、その貯蔵能力の順に①液石ガス法の特定供給設備以外の供給設備、②液石 ガス法の特定供給設備、③高圧ガス法の供給設備となる。①及び②に係る事務を県で行い、指定都市では③ に係る事務を行うこととなるが、指定都市が③より貯蔵能力が小さい①及び②に係る事務を行わないこととなる ため、事業者の申請先の誤りの原因になっている。

- 〇熊本市の提案をベースに高圧ガス保安法及び液石法両法のあり方を整理する必要があると考えている。
- ○当県では平成30年度に県条例により指定都市の長に事務・権限を移譲している。移譲に際し、指定都市を 含む二以上の市町に事業所又は販売所を有する事業者については、当県に権限を残している。現在までに、運 用上支障となる事例はなく、県、市ともに効率的な行政運営が行えている。
- ○当県では、事務処理特例条例により液化石油ガス関連部分についても指定都市に移譲しているが、条例移 譲部分については、一義的に県が国との仲介役や相談を担うことが多く、一体的な指導のため高圧ガス保安法 と同様に法定移譲が必要と考える。

# 各府省からの第1次回答

高圧ガス保安法、液化石油ガス法の両法で重複する保安領域のうち、一部の手続の担当行政庁が異なること により、どのような支障が生じているのか精緻に把握するため、まずは実態調査が必要。都道府県、政令指定 都市等の関係団体に、本年9月の二次回答までに実態調査アンケートを行う。

なお、高圧ガス保安法第 79 条の3および同法施行令第 22 条の規定にもあるとおり、液化石油ガス法に係る設 備に関する手続については、公共の安全の維持又は災害の発生の防止の観点から都道府県知事が当該都道 府県の区域にわたり一体的に処理することが指定都市の長が処理することに比して適当であるものとして規定 されており、こちらの制定経緯や実態等についても併せて確認を行う。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

実態調査においては、本市支障事例の範囲に留まらず、『根拠法令等』に示す事務・権限全般について、幅広く 情報収集をお願いしたい。その上で、具体的な支障事例が把握された場合は、権限移譲について前向きな検討 をお願いしたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

# 【全国知事会】

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(液石法)における事務・権限については、提案のとおり高圧ガス保安法との整合性を図ることが必要である。このため、液化石油ガス販売事業者の登録等の権限については、提案のとおり指定都市、または第一次勧告を踏まえ高圧ガスの製造等の許可等の権限とともに市町村に移譲すべきである。なお、コンビナート地域等については、高圧ガス保安法の事務・権限が指定都市に移譲されていないことを踏まえ、関係する都道府県の意向を確認しつつ、液石法についても整合性を図ること。【全国市長会】

提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

実態調査アンケートの結果について速やかに検討・分析していただいた上で、2次ヒアリングまでに、見直しの方向性及び今後の検討スケジュールをお示しいただきたい。

# 各府省からの第2次回答

本年8月23日に政令指定都市及び当該都市を含む道府県、業界団体に対して、内閣府と調査内容を調整した上で、アンケート調査を発出した。アンケートの締切期限については、9月13日としたところであり、現在、アンケート調査結果を踏まえ、今後の方針について検討中である。

財務省、農林水産省 第2次回答

管理番号

90

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

農業·農地

#### 提案事項(事項名)

旧農地法第74条の2の規定に基づき国から譲与された土地についての用途廃止時の運用の見直し

#### 提案団体

宮城県

# 制度の所管・関係府省

財務省、農林水産省

### 求める措置の具体的内容

旧農地法第74条の2の規定に基づき国から譲与された土地について、用途を廃止したときは、原則、無償で国に返還することとなっているが、処分までの手続きに長期間を要するため、手続きの簡素化を求める。

また、国に返還せずに、都道府県知事の承認を受けて用途廃止する場合、一律に代替道路等の整備が条件とされているが、地域の実情に応じて、代替道路を整備せずとも返還不要とできるよう運用等の見直しを求める。

# 具体的な支障事例

#### 【現状】

旧農地法第74条の2の規定により「国から市町村等に譲与された土地について、地元住民から市町村あてに払い下げの要望があった場合等、当該土地を処分するに当たっては、譲与条件に基づき国へ返還する、または、国へ返還せず都道府県知事の承認を受けて、用途廃止する必要がある。

#### 【支障事例】

国(農林水産省)へ返還し、払い下げるには、農林水産大臣による不要地認定及び財務省への引継ぎが必要となり、財務省から処分の手続きを行うこととなる。財務省への引継ぎに当たっては、実測・境界杭の復元・境界確定が求められており、引継ぎまでに最低でも2~3年の期間を要している。

また、国への返還不要の場合についても、国の事務処理要領において、譲与を受けた者による代替道路の整備等が条件として規定されているが、代替道路整備にも最低でも2~3年程度掛かる。

当該土地は元々農業用道路等、農業用に供すべきものとして譲与されたものではあるが、現実には、譲与対象 地周辺地域ではもはや営農が行われていない・山林原野化しており、今後は開墾の予定もないといった地域も 散見されているところ、迅速な処分が困難となっていることによって、地域における土地利用の促進に支障が生 じている。また、公共事業用地に当該譲与対象地が含まれてしまう場合も上記の手続き等を経る必要があるた め、事業が遅れる原因になることが予想される。

以上を踏まえ、返還時の処分までの手続の簡素化、及び、代替道路を整備せず、かつ国へ返還しないで手続を進められるよう運用の見直しを求める。

#### 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

運用等の見直し等を行うことで、これまでよりも迅速に払い下げ等することが可能になり、地域の土地利用における利便性の向上及び行政の効率化に資する。

#### 根拠法令等

旧農地法第74条の2、第80条第1項、農地法関係事務に係る処理基準について別紙2第5(2)(平成12年6月1日12構改B第404号)、農地法関係事務処理要領の制定について4-(3)-ア

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

福島県、川崎市、京都府、鳥取県、愛媛県

〇当団体でも、用途廃止申請まで至るケースは少ないが、農政局へ返還を要するケースとなるか、事前協議する案件は年2~3件程度有り。譲与後に、周辺環境の変動(住宅が建つ等の市街化)が進んでいる箇所が多く、用途廃止する場合、譲与時点での農業用以外の公共的な利用(集落と繋ぐための道路、隣接集落等の雨水排水のための水路として兼用など)を整理し、事前協議していることが多い。返還が生じた場合、通常の国有農地等と同様、財務省への所管換が必要であり、事前協議から所管換の完了までかなりの期間を要しているケースも多く、早期の土地有効活用に際しては、支障が発生する可能性が高い。この制度が出来た時代背景と現代では、状況は大きく変わっており、道路又は水路自体が利用されていないケースも見られ、土地の有効活用という観点から、返還しなければならない条件を無効とする又は公共利用であれば返還は生じない等、大きく緩和することは有効と思慮する。

〇公共事業等の事業用地に譲与対象地が含まれる場合に、事業の円滑な実施を妨げる要因となることが想定されるため、手続きに要する期間が短縮されるよう、手続の簡素化及び要件の緩和等が必要。

〇譲与財産の国への返還やその後の処分にあたっては、土地の処分に期間を要している。法定受託事務である以上、国の一定の関与が必要な性質であることから、農林水産省や財務省、譲与先である市町村等の関係機関と連携して、処分期間の短縮に努めていきたいと考えている。

# 各府省からの第1次回答

#### 【財務省】

国有財産の管理及び処分にあたっては、財産の効用を全うさせ、常にその用途に有効に供しうる状態を保つことなどが必要である。

このことから、国有財産法第9条の5において、「各省各庁の長は、その所管に属する国有財産について、良好な状態での維持及び保存、用途又は目的に応じた効率的な運用その他の適正な方法による管理及び処分を行わなければならない」とされているところ。

特に引継ぎにあたっては、国有財産の売払や貸付を行う際に無用な支障が生じないよう、境界の確定等による財産の特定や無断使用の排除などを確認しているところ。

本件提案の事例においても、こうした観点から、同様の取扱いとしているところであるが、返還時の処分までの手続が速やかに図られるように、引継ぎに当たり支障が生じた場合には、個別に相談を受けて、適切な対応に努めてまいりたい。

#### 【農林水産省】

売却等の処分に当たっては、境界確定等の手続きは不可欠であるため、これを不要とすることは困難。 なお、手続きに長期間を要することについては、迅速に行う観点からその実態を調査してまいりたい。 また、農道等として使用することを条件に国有農地等を市町村等に無償譲渡したものであり、代替道路等を整備しないにもかかわらず、目的外で使用する場合に、国への返還を不要とすることは困難。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案の目的は、払下げ要望等があった際に迅速な処分を可能とすることにあるが、現行制度では国へ返還する場合、代替道路を整備する場合、それぞれ期間を要し、事務も負担となっている。

迅速な処分が可能となるよう、実態調査の結果を踏まえて、手続きの迅速化のための方策を検討いただくとともに、売却に伴う収益を国に返還する場合や、市町村、都道府県の公共事業等において当該国有財産を事業に編入する際に、事業が地域振興等に供すると認められる場合などについては、代替道路等の整備以外の方法によって、国への返還を不要とできる要件を追加できないか再度検討いただきたい。

# 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

## 【全国市長会】

提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

# 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

〇過去に市町村等に譲与された土地については、実態調査の結果、現行の手続においては、地域住民から払下げ要望があった場合や、公共事業用地となった場合においても迅速に処分が行えていない実態が明らかになった場合には、売却益を国に返還することを前提に市町村等が自ら処分することを可能とするなど、事務負担に配慮しつつ迅速な処分を可能とするための方策を検討するべきではないか。

# 各府省からの第2次回答

#### 【財務省】

各財務局等における国有農地等の引継ぎの実態について調査した結果、処分の目処が立たないことを理由に引継ぎを受けないという取扱いは確認できなかった。

他方、提案団体を含む各地方公共団体より改善要望が出されていることから、

- ・境界の確定等による財産の特定や無断使用の排除などが適切になされていれば、処分先の目途がつかない ことをもって財産の引継ぎを受けないという取扱いとはなっていないこと
- ・国有農地の引継ぎについて円滑に処理を進めること
- ・引継ぎ事務の迅速化の観点から、国有農地等の引継ぎ事務の明確化、事務処理期間の標準化等 について、年内に各財務局等、地方農政局及び地方公共団体に対して、書面により周知徹底を図ることとしたい。

## 【農林水産省】

市町村等に譲与された土地について、用途廃止に伴う国への返還や代替道路等の設置に向けた手続の期間等の実態調査の結果、地域住民から払下げの要望があった場合や公共事業用地となった場合の国への返還から処分までの手続が長期間を要している場合は、その要因を踏まえ、迅速な手続きが行われるよう必要な事務の明確化等を図ることにより運用の改善を図る。

また、譲与した農業用の道路等の代替道路等の設置については、譲与した道路等が公共事業用地等となった場合に必要な道路等が、農業用以外であっても当該地域の住民の生活上必要な道路等として公共的性格があると認められる場合は、代替道路等として取り扱うことができるよう取扱いを明確化する。

なお、売却益を国に返還することを前提に市町村等が自ら処分することを可能とすることについては、譲与した 土地は、国費で買収した国民共有の財産であり、地域の農業生産や生活に必要な公共施設であるから無償で 市町村等に譲与しているものであり、それを用途廃止する場合は、国有財産として適正な方法で処分を行う必 要があることから、慎重な対応が必要と考えている。